

運搬費及び準備費の設計変更について

令和3年7月1日

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事について、設計変更により必要となる割増し経費を計上できる方法を新設します。

1 対象工事

土地改良工事積算基準（土木工事）を適用し、特記仕様書に「運搬費及び準備費の対象工事」と明記した工事

2 設計変更の対象経費

共通仮設費（率分）のうち、以下に示す経費（以下、「実績変更対象経費」という。）

- 運搬費：建設機械の運搬費
- 準備費：伐開・除根・除草費

3 設計変更に係る事務手続き

① 受注者は、発注者から示された別紙「実績変更対象経費の割合」を参考に、積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費に係る費用について、設計変更の協議ができます。

② 受注者は、協議に当たり、様式1「運搬費及び準備費の実績変更対象経費に関する内訳書」（以下、「内訳書」という。）を作成するとともに、計上額を証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証する金額計算書）を添付して監督職員に提出します。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としません。

③ 発注者は、別紙「実績変更対象経費の割合」から「内訳書に記載された運搬費及び準備費に係る共通仮設費（率分）」を算出し、「②の証明できる書類において妥当性が確認できた費用」との差額を積上げ計上します。

④ 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、入札参加資格制限等の措置を行う場合があります。

4 適用年月日

令和3年7月1日以降に起工を行う工事